

稚内市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 阻害行為の制限（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画に関する基本的施策

第1節 男女共同参画行動計画（第10条）

第2節 男女共同参画に関する支援の実施等（第11条—第15条）

第4章 男女共同参画推進委員会（第16条—第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

わたしたちが住む稚内市は、全国ではじめて「子育て平和都市」を宣言し、ふるさとの次代を担う子どもたちの健やかな成長と平和な社会の実現を願い子育て平和運動を積極的に進めている。

平和な社会を目指し、男女がともにいきいきと安心して暮らせる社会を実現することは子どもから高齢者まですべての人々の願いであるが、今もなお、性別による固定的な役割分担意識等が残されており、様々な分野における女性の社会参画は十分に進んでいない状況にある。家庭内での家事、育児、介護における女性の負担も依然として大きく、社会問題化している男女間の暴力等の多くの課題が残されている。

これらをふまえ、男女がお互いの人権を尊重しつつ、対等な構成員として、社会のあらゆる活動に参画できる男女共同参画社会をつくることが緊要である。

ここに、男女共同参画についての基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の総意のもと、一人一人の個性が輝く男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）の役割を明確にするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女がそれぞれの適性に応じ、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において、公的機関若しくは民間を問わず、又は営利若しくは非営利を問わず事業を営む者をいう。
- (3) 積極的改善措置 家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動又は行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、個人としての能力を発揮する機会が適正に確保される等男女の人権がそれぞれ尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識を強制されることなく、それぞれ個人として多様な生き方を選択することができるように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、事業者における方針など様々な分野での企画、立案及び決定に、それぞれ能力及び適性に応じて参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家族及び社会における責任をともに担うことによって、家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野における活動に、対等で差別のない立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (5) 妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女間のあらゆる形態の暴力が根絶されること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会の取組と密接に関係していることを考慮し、国際協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定（以下「総合施策」という。）し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国及び北海道と連携を図り、市民等と協働で男女共同参画の推進に関する施策を実施しなければならないものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に則り、家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に則り、事業活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するとともに、働く男女が仕事と家庭生活を両立させることができるよう職場環境の整備等に努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、基本理念に則り、それぞれの教育の場において、男女共同参画の推進に積極的に配慮するよう努めるものとする。

第2章 阻害行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、地域、職場、学校その他の市民生活のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別による人権侵害

(情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性的な暴力等を連想させ、又は助長させる表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画に関する基本的施策

第1節 男女共同参画行動計画

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を実現するため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、その施策を計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、前項に規定する行動計画の策定に当たっては、あらかじめ第17条に規定する稚内市男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、前項に規定する行動計画を策定したときは、広く市民等に周知し、理解と協力を促すものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

第2節 男女共同参画に関する支援の実施等

(支援の実施)

第11条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護等の家庭生活及び就業その他の市民生活における活動に、対等に参画できるよう必要な支援

(2) 地域の社会通念、慣習等の見直しに係る意識啓発に対する活動等に必要な支援

(3) 男女の仕事と家庭生活の両立等の職場における積極的な活動を促進するために、各種情報の提供等の必要な支援

(4) 学校教育等あらゆる教育の場における人権意識の向上及び男女共同参画の取組に必要な支援

(5) 配偶者等からのドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援

(啓発活動の実施)

第12条 市は、市民等とともに男女共同参画の推進のため、家庭、地域、職場、教育現場その他のあらゆる場における制度又は慣習の見直しの働きかけをはじめとする啓発活動を行うものとする。

(相談への対応)

第13条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、市民等から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(活動環境の充実)

第14条 市は、男女共同参画を推進するための啓発、研修、相談等あらゆる活動環境の充実に努めるものとする。

(苦情の処理)

第15条 市は、総合施策に関する男女共同参画についての市民等からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

第4章 男女共同参画推進委員会

(推進委員会の設置)

第16条 男女共同参画の推進に関し市長の諮問に応ずるとともに、意見、苦情等の情報収集及び啓発活動を行い、その活動に関し、市長に意見を述べるため、稚内市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(推進委員会の組織)

第17条 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 一般公募による市民 3人以内
- (3) 事業者 2人以内
- (4) 教育関係団体 2人以内

3 男女いずれか一方の推進委員数は、委員総数の5分の2未満であってはならない。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第19条 推進委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員の設置)

第20条 推進委員会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 当該専門の事項に密接な関係にある者
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- (会議)

第21条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (関係者の出席)

第22条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委員会規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。